

## 基本協定書(案)

相模原浄水場排水処理施設に関する整備対象施設の設計及び施工並びに運転維持管理委託の一括発注方式による事業(以下、「本事業」という。)に関して、発注者である神奈川県内広域水道企業団(以下、「企業団」という。)は、事業者(代表企業である[●](以下、「代表企業」という。)並びに構成企業である[●]及び[●]で構成される[●]グループを総称する。以下同じ。)と、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおりこの基本協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、建設工事請負契約書(以下、「建設工事請負契約」という。)及び運転維持管理業務委託契約書(以下、「運転維持管理業務委託契約」という。)に基づき、事前調査・設計業務、建設工事業務及び運転維持管理業務(総称して、以下、「本業務」という。)を円滑に遂行するための各当事者の義務及び権利について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本協定における用語の定義は、本文(別紙を含む。以下同じ。)中に定義される用語を除き、次の定義に従う。また、この条及び本文中に定義されない用語で要求水準書に定義される用語は、要求水準書の例による。

- (1) 「建設 JV」とは、本事業の事前調査業務・設計業務・建設工事業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
- (2) 「維持管理 JV」とは、本事業の運転維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
- (3) 「入札説明書等」とは、企業団が本事業の事業者募集のための公募について公表した令和●年●月●日付の入札説明書、要求水準書、契約書(案)、落札者決定基準、様式集及びその他関連資料をいう。
- (4) 「要求水準書」とは、企業団が公表した要求水準書及びこれに対する質問回答をいう。
- (5) 「提案書類」とは、事業者が令和●年●月付で提出した本事業にかかる提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として事業者が本協定締結日までに企業団に提出したその他一切の文書をいう。
- (6) 「対象施設」とは、本事業の対象となる相模原浄水場の排水処理施設等をいう。

### (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たつ

ては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 企業団は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

- 第4条 本事業の日程(以下、「事業日程」という。)については、別紙1に示す。ただし、別紙1は、企業団及び代表企業の合意により変更することができる。
- 2 本協定締結日から運転維持管理業務開始日の前日までは運転維持管理業務に必要な実施体制の整備と技術習得を行う業務引継ぎ期間とする。

(契約の締結)

- 第5条 企業団と建設JVは建設工事請負契約を締結し、企業団と維持管理JVは運転維持管理業務委託契約を締結する。

(役割分担)

- 第6条 本事業の実施において、建設JVは、建設工事請負契約に従い、対象施設の事前調査・設計業務及び建設工事業務を実施する。
- 2 本事業の実施において、維持管理JVは、運転維持管理業務委託契約に従い、対象施設等の運転維持管理業務を実施する。

(契約不適合に関する責任)

- 第7条 建設JV及び維持管理JVは、それぞれ建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約に定める契約不適合責任(対象施設又は運転維持管理業務に関する成果物について要求水準書の定める基準、水準等(提案書類及び設計成果物に含まれる書類の記載内容が基準、水準等を超える部分はこれらの書類に定める基準、水準等とする。この条において同じ。)を満たしていないと企業団が合理的に判断した場合を含む。)を負う。
- 2 前項に加え、建設JVは、実施した設計及び施工が契約の内容に適合しないこと(対象施設について要求水準書の定める基準、水準等を満たしていないと企業団が合理的に判断した場合を含む。)が確認された場合において、当該契約不適合により維持管理JVに損害が生じたときは、これを直接賠償することとし、維持管理JVは、企業団に当該損害の賠償を請求しないことに合意する。
- 3 対象施設又は運転維持管理業務に関する成果物について要求水準書の定める基準、水準等を満たしていないと企業団が合理的に判断した原因が、不可抗力(対象施設の契約不適合は含まれない。)又は事業者以外の者(ただし、その者の責めに帰すべき事由が、建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約の規定により事業者の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。)の責めに帰すべき事由

によることを、事業者が立証した場合には、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(モニタリング実施計画)

第8条 事業者は、モニタリング基本計画(案)に示すモニタリング実施計画を作成して本協定締結後、速やかに企業団へ提出し、その承諾を得なければならない。

(本協定上の権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 企業団及び事業者は、本協定において別段の定めがある場合を除き、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務につき、他の当事者の書面による承諾なく第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

(債務不履行)

第10条 本協定の各当事者は、本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(本協定の解除)

第11条 企業団は、事業者の構成企業のいずれかについて次に掲げる事由が生じたときは、直ちに本協定を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により本協定の履行が不能となったとき。
- (2) 破産、会社更生、民事再生、特別清算又はこれらに類する手続について申立てがなされたとき。
- (3) 手形取引停止処分がなされたとき。
- (4) 本事業に関して事業者が次のいずれかに該当したとき。
  - ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)第49条に定義する排除措置命令を受け、かつ、当該命令にかかる抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。)を提起しなかったとき。
  - イ 独占禁止法第62条第1項に定義する納付命令を受け、かつ、当該命令にかかる抗告訴訟を提起しなかったとき。
  - ウ ア又はイの抗告訴訟を取り下げたとき。
  - エ ア又はイの抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
  - オ 事業者の構成企業又はその使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の刑が確定したとき。

- カ 神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例(平成24年神奈川県内広域水道企業団条例第2号。以下、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団、条例第2条第3号に規定する暴力団員等、条例第2条第4号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- キ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- 2 企業団は、事業者の構成企業のいずれかが本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(企業団による契約解除の効果)

- 第12条 企業団は、前条に基づき本協定が解除された場合には、直ちに建設工事請負契約及び運転維持管理業務委託契約を解除することができる。
- 2 企業団は、解除事由を問わず、建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約のいずれかが解除されたときは、直ちに他方の契約を解除することができる。
- 3 事業者は、構成企業が本協定、建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約に基づく解除事由が発生した場合又は解除事由の発生が合理的に確実といえる場合、企業団へ通知を行い、企業団が要求した場合には企業団の事前の承諾を得た上で、当該構成企業の代替となる企業を選定し、速やかに承継させるものとする。

(事業者による本協定の解除)

- 第13条 事業者は、企業団の責めに帰すべき事由により本協定の履行が不能となったときは、直ちに本協定を解除することができる。
- 2 事業者は、企業団が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(構成企業の変更)

- 第14条 代表企業は、やむを得ない事由が生じた場合、代表企業を除く構成企業の変更を、企業団に申請することができる。
- 2 構成企業の変更により当該構成企業の役割を引き継ぐ者(以下、「後継企業」という。)は、本事業の入札において落札者に選定されなかった入札参加者の構成企業であってはならない。

- 3 企業団は、特に必要があると認めたときは、第1項の申請を承諾することができるものとする。
- 4 代表企業は、前項の規定による企業団の承諾が得られたときは、速やかに、本協定及び建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約の契約上の地位、その他変更対象構成企業の役割を後継企業に引き継がせ、企業団の確認を得なければならない。
- 5 代表企業及び後継企業は、本事業への影響を最小限とするため、速やかな引継ぎ作業を行うものとする。

(秘密保持義務)

- 第15条 企業団及び事業者は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的で当該秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
    - (1) 開示の時に公知である情報
    - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
    - (3) 相手方に対する開示の後に、企業団又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
    - (4) 企業団及び事業者が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
  - 3 第1項の規定にかかわらず、企業団及び事業者は、次の各号に掲げる場合には秘密情報の提供者の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができる。
    - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
    - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
    - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
    - (4) 事業者が本事業の遂行に関して秘密情報を知る必要のある協力企業又は事業者から本事業に関する業務を受託した者に開示する場合(ただし、いずれもこの条と同等以上の守秘義務契約を事業者と締結した者に限る。)
    - (5) 企業団が法令上の要請により政府又は地方公共団体に開示する場合
    - (6) 企業団が対象施設の運営及び維持管理に関する業務を事業者以外の第三者に委託する場合において、当該第三者に開示する場合、又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(個人情報の保護)

第16条 事業者は、本事業を遂行する上で神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例(令和5年2月9日条例第2号)に規定する個人情報取扱事務が含まれる場合は、個人情報の保護を図るため、事業者に開示する以下の基本方針等を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な管理を行わなければならぬ。

- ・神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティ基本方針
- ・神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティ対策基準
- ・上記を含む情報セキュリティポリシー

※上記については、本協定締結者に開示する。

(本協定の変更)

第17条 本協定の変更は、書面又は（第4条第1項ただし書に定める場合を除き）当事者全員が合意する方法によるものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第18条 本協定は、日本法に準拠し、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、横浜地方裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(有効期間)

第19条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から建設工事請負契約及び運転維持管理業務委託契約の終了の日までとする。

2 前項にかかわらず、第7条(契約不適合に関する責任)、第15条(秘密保持義務)及び第16条(個人情報の保護)の規定は本協定有効期間の満了後も効力を有するものとする。

(その他事項)

第20条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、全当事者が協議して定めるものとする。

(以下本頁余白)

本協定の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1通を保有する。

(本協定締結日)令和 8 年(2026 年)10 月 日

発注者 神奈川県内広域水道企業団  
代表者名 印

受注者 (代表企業)  
住 所  
商号又は名称  
代表者名 印

(構成企業)  
住 所  
商号又は名称  
代表者名 印

※全ての構成企業と本協定を締結します。

## 別紙1 事業日程

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 1 本協定締結         | 令和8年10月            |
| 建設工事請負契約締結      | 令和8年11月            |
| 運転維持管理業務委託契約締結  | 令和8年11月            |
| 2 設計・工事期間       | 令和8年11月～令和19年3月31日 |
| 3 運転維持管理期間      | 令和9年4月～令和34年3月31日  |
| 4 引継ぎ期間(運転維持管理) | 令和8年11月～令和9年3月31日  |